

資源物集団回収協力金の制度が新しくなります！！

平成 30 年度から、前年度の古紙回収量と比較して回収量が増加した実施団体は、特別協力金の交付を受けられるようになります。

～協力金制度について～

集団回収団体として登録された、自治会や子ども会、PTA、社会福祉団体などが集団回収を実施した場合、各団体の申請に基づき、下表のとおり回収品目および回収量に応じて協力金を交付しています。

古紙（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、その他紙類）	5.5円/kg
古着類	7円/kg
アルミ缶	5.5円/kg
リターナブルびん	5.5円/本

特別協力金が増算されます！！

前年度の古紙回収量を上回った団体を対象とし、年度末の申請に基づき、前年度を上回った回収量分に通常5.5円/kgの協力金に加えて、2円/kgの増算金を交付します。

例えば・・・

前年度実績

古紙	4,000kg	×5.5円
古着類	250kg	×7円
アルミ缶	500kg	×5.5円
協力金 合計	<u>26,500円</u>	



今年度実績

古紙	4,500kg	×5.5円
古着類	210kg	×7円
アルミ缶	550kg	×5.5円
古紙増加分	500kg	×2円
協力金 合計	<u>30,245円</u>	



⇒古紙の増加分に対して2円/kgを交付します！
 ※申請方法につきましては、来年1月下旬に各団体宛てに通知にてお知らせいたします。

引き続き、ごみ減量にご協力をお願いします！

歓送迎会シーズン！～宴席の心得「30・10運動」を～

春は出会いと別れの季節・・・。歓送迎会などの宴席の機会も多い時期です。楽しい宴席ですが、一方で大量の料理の食べ残しが目につくことがあります。宴席中は「30・10運動」を実践し、食べ残しゼロにご協力ください。

CHECK!! 「食品ロス」という言葉をご存じですか？



まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」といい、日本では年間 **約621万トン** の食品ロスが発生していると推計されています。これをおにぎりに換算すると、**1人当たり毎日1～2個程度**を捨てている計算になります。この「もったいない」現状を打破するため、できることから食品ロス削減に取り組んでみましょう！

CHALLENGE!! 宴席で実践！「30・10運動」



宴席での食べ残し量は、ランチや定食の食べ残し量の **5倍** もあるといわれています（平成21年度農林水産省「食品ロス統計調査」）。予約時には、参加者の好みや食べ切れる量をチェックしてメニュー選びの参考とし、宴席中は「30・10運動」を実践して食べ残しを出さないよう心掛けましょう！

0

30 (乾杯後の**30**分間)

60

味わいタイム

- 席を立たずにできたての料理を味わう

120

90 (お開き前の**10**分間)

60

食べ切りタイム

- 幹事は「食べ切り」を呼び掛ける
- 大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする

マメ知識

「賞味期限」と「消費期限」の違いとは？

国内の年間食品ロス約621万トンのうち、およそ半分は家庭から出たものです。家庭から出る食品ロスを削減するための工夫の1つとして、「賞味期限」と「消費期限」の違いを正しく理解しましょう！

また、すぐに食べる場合には期限の短いものから購入するよう心掛けましょう！

	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限	期限を過ぎたら食べない方がよい期限
表示	3か月を超えると年月 3か月以内は年月日	年月日
対象の食品	スナック菓子、カップめん、缶詰、レトルト食品、ハム、ソーセージ等	弁当、サンドイッチ、生めん、惣菜、ケーキ等

【参考】政府広報オンライン

みどりのリサイクルをご活用ください！

これから初夏に向けて、新緑の季節が近づいてきます。それに伴い、草木の成長も進み、樹木の剪定や草刈り等をする機会も増えてきます。市では、ご家庭で出たものを対象に「みどりのリサイクル」として草木類の回収をしています。今回はみどりのリサイクルについてご紹介します。ぜひご活用ください！！

～みどりのリサイクル～

対象となるもの

家庭から出る落ち葉、草花、枝（長さ1m、太さ15cmまで）

※木製品や、それを解体したもの、加工したもの、木や竹の根、とげなどがあり危険なもの、かぶれるもの、毒性を有するものは持ち込みできません。

※造園や農業などの事業活動で生じたものは対象ではありません。一般廃棄物再生利用指定業者をご利用ください。

出し方

ひもで束ねるか袋に入れてお持ち込みください。
（ひも、袋の処理は会場スタッフの指示に従ってください。）

1度に持ち込める量は、軽トラック1台分までです。

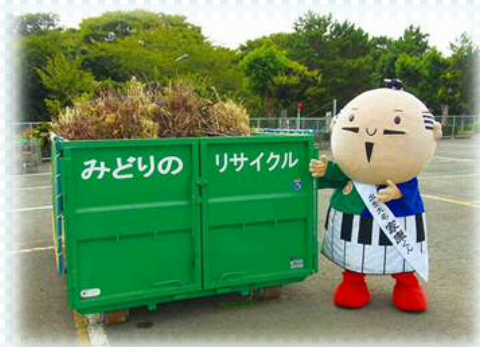


搬入場所

回収場所	回収日時	問合せ先
南清掃事業所 (南区江之島町 1715)	月～金曜日 8時30分～16時 日曜日 13時～16時	南清掃事業所 425-3680
平和清掃事業所 (西区平松町 77)	月～金曜日 8時30分～16時	平和清掃事業所 487-1131
浜北清掃センター (浜北区永島 954)		浜北環境事業所 586-8686
天竜ごみ処理工場 (天竜区小川 558-3)		天竜環境事業所 983-2121
水窪・佐久間クリーンセンター (天竜区水窪町奥領家 2258)		水窪・佐久間クリーンセンター 987-1957
細江みどりの リサイクルステーション (北区細江町中川 遠鉄バス停「祝田南」向かい)	毎月 第2・4日曜日、第3水曜日 13時～16時	ごみ減量推進課 453-6192

みどりのリサイクルで回収した後は、資源化業者で細かく砕いてチップにしています。できたチップは、燃料やガーデニングの材料として活用されます。

ご家庭から出た草木はもえるごみに出すのではなく、ぜひみどりのリサイクルをご利用ください。



～大規模建築物所有事業者の皆さまへ～

大規模建築物に係る減量・資源化・適正処理計画書の提出をお願いします

浜松市では事業系廃棄物の減量等を目的に、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」に基づき、大規模建築物所有事業者の皆さまを対象に「減量・資源化・適正処理計画書」の提出等を依頼しています。対象の皆さまにおかれましては、期日までに計画書の提出をお願いします。

① 大規模建築物所有事業者の対象

平成30年4月1日時点における、下記の①または②に該当する事業用大規模建築物を所有・管理する事業者が対象です。

- ①ビル管法に規定する特定建築物
(事務所、店舗、ホテル等の用途で床面積が3,000㎡以上の建築物)
- ②大店立地法に規定する大規模小売店舗
(店舗の用に供される部分の面積が1,000㎡を超える店舗)

② 提出文書

- (1)平成30年度 減量・資源化・適正処理計画書
- (2)事業系一般廃棄物管理責任者選任・変更届出書(変更等のあった場合のみ)

③ 提出期限

平成30年6月29日(金)

④ 提出先・お問い合わせ先

環境部ごみ減量推進課 指導許可グループ
〒432-8023 浜松市中区鴨江3丁目1-10 鴨江分庁舎2階
TEL 053-453-6229 FAX 050-3737-2282



詳細や提出文書の書式等については、

[浜松市公式Webサイト \(http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/\)](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/) 内の
[くらし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [事業者の皆さんへ](#) > [大規模建築物所有事業者の皆様へ](#)
(事業系廃棄物) をご覧ください。

■平成30年2月分の家庭系もえるごみ速報値をお知らせします

家庭系もえるごみ 8,698トン(前年同月比427トン減)

平成29年4月からの1人1日当たり平均 470グラム

新目標431グラム!



■家庭系もえるごみ月別推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
平成29年度	11,033	12,893	11,931	11,911	12,387	11,289	11,811	10,924	11,130	10,850	8,698	124,857
平成28年度	11,669	12,846	11,426	11,749	12,191	11,487	11,435	10,972	12,286	11,046	9,125	126,232
前年度比	△ 636	47	505	162	196	△ 198	376	△ 48	△ 1,156	△ 196	△ 427	△ 1,375

(単位:トン)